

格を無期限に剝奪すること。

(28) 副榜 郷試に合格したが、員数制限のため挙人の資格を与えられない者。

(29) 拔貢 清代、十二年毎に各省から管下の学生の優秀な者を中央に推薦したこと。

(30) 首卷 首席。

(31) 以次 次位の。

(32) 挨拶 アイハ 挨拶は一つ一つ。順番に補うこと。

(33) 負固 負固不服の意。要害險固をたのみ服従しないこと。

(34) 首悪 賊の頭目。

(35) 投首 自首する。

(36) 首告 自首し、他人の罪をも告発する。

(37) 匿主 匿は届け出るべき者を届け出ず隠匿する意。主は戸主。

(38) 官長 長官の通称。

(39) 板責 板は刑具。竹の平たい棒。板で打って処罰する。

(40) 折贖 軽罪に対し金銀であがなわせること。

(41) 刻期 定められた期日。期日を定める。

(42) 指参 名を指定して弾劾する。

(43) 封進 封緘して上進する。

皇帝より国王(世子尚質ノ誤へ、明の勅印の返還を促す勅諭

(一六五一、九、八)

皇帝、琉球国王に勅諭す。

爾の国、命を承け化に向かい、表^①を奉りて投誠す。朕、甚だ焉^②

を嘉す。奏の内に猷琛^③は稍く来祀に寛む、と云う有り。故を以て、周国盛等三人を館留して京に在らしむ。随いで七年(一六五〇)五月内に、梁廷翰等十九人を遣わし、爾の国に回り諭せしむるも、今に迄^④るまで、故明の勅・印は未だ繳さず。併びに去ける使は消息有る無し。意者、海道迂遠にして風波險阻なり。抑^⑤別の故有りて未だ爾の国に達せざるや。来使、京に留まりて日久しく、朕、甚だ憫念す。今、表裏・銀両を賞賜し、遣わし帰す。沿途に、脚力・口糧を給与し、人を添え船を駕し、通官の謝必振^⑥と同に爾の国に回報せしめて、爾の国の復命するに便宜なるを聴し、用て朕の懐柔の至意を示す。故に諭す。

順治八年(一六五二)九月初八日 再対して之を正す

注*この勅諭は『清実録』同年同月壬午の条にある。

(1) 表 (一四〇一)か。

(2) 奏の内に:と云う有り 朝貢は次の時まで延期します、の意。祀は年。表(一四〇一)の中にもこのようにある。

(3) 周国盛 一六二九―一五六六年。久米村周氏(阿賀嶺家)の二世。島袋通事親雲上(『家譜』(二)『三七九頁』(一四〇一)を奉った時の執照(三三三―三三九)に通事として名がある。

(4) 梁廷翰 (一三四―一四二)に都通事として名がある。

(5) 故明の勅・印は未だ繳さず (一三〇―一三二)で、明が琉球に下賜した勅と印を返納するように命じている。

(6) 通官 通事。

(7) 謝必振 (一〇九〇一) によれば、通事とあり、順治四年(一六四七)六月に招撫使に任ぜられ、同六年に琉球に至る。(一〇九〇三) には招撫土通事とある。

1-03-05

皇帝より鄭芝竜等へ、父子を同安侯等に任ずる勅諭

(一六五三、五、〇)

皇帝、同安侯鄭芝竜、海澄公鄭成功・奉化伯鄭鴻逵・左都督鄭芝豹に勅諭す。

朝廷の報功は、必ず其の典を隆くし、臣子の効順は、各々其の時に因る。茲に爾鄭芝竜、大兵未だ閩中に抵らざるに当り、即ち人を遣わして来順し、移檄して撤兵す。父子兄弟、本朝に帰心し、厥の功懋なり。即ち、前摂政王墨勒根王、朕の心を体せず、僅かに薄叙に従い、猜疑して積かず、防範嚴に過ぎ、在省の眷属も又安挿し恩養するを行わず、以て閩門の惶惧して、自ら安んずる能わざるを致す。芝豹の音信は尚お通ずと雖も、而れども鄭成功・鄭鴻逵は、恩義遂に阻み、加えて以て地方の鎮撫の道官、徳意を宣揚する能わず、懐柔を曲示し、及び利を貪り功を冒して妄行し、廈門に讐を啓く。咎は馬得功に在り。而して鴻逵は母命に遵依し、其の旋師に任ず。諸臣の、身は海隅に在るも、忠孝を忘れざるを見るに足り、朕、甚だ之を嘉す。已に有罪の官將を將て、提解して究擬し、即ち人を遣わし勅を齎して伝諭し、開導して帰誠せし

む。成功・鴻逵、果たして李徳をして家書を持ちて来り、併びに口語を伝えしむ。芝竜遂に即ち具奏するに、書詞は矜誕に涉ると雖も、口語は具に本懐を見す。朕念うに、爾等前に功有るも自明する能わず、後に心有るも達する能わず。君臣は誼隔たり、父子は情疎かなり。爾等、衷に安んぜざること亦た已に久し。朕、親政して以来、百姓の瘡痍未だ起かれざるを知り、窮兵を欲せず。爾等、衆を保ち自ら全うするも亦た悖逆に非ず。今、芝竜の首唱して帰順するも、賞未だ功に酬いざるを以て、特に加えて同安侯と為し、之に誥命を錫う。芝竜の子鄭成功は海澄公と為し、芝竜の弟鴻逵は奉化伯と為し、芝豹は左軍都督總兵官と為す。各々食祿の俸は例の如くす。成功・鴻逵は別に専勅有り、芝豹は遇々推補を欠くも、朕、推心置腹し、爵賞を吝まず。嘉して与に更始すれども、猶お爾等の疑畏徘徊するを慮り、茲に特に黃微明を遣官して往きて諭せしむ。勅諭到るの日、満州の大兵、即ち撤回を行い、閩海地方の保障の事宜は、悉く以て爾等に委托す。当に督撫と会同し、行事を商酌し、応に奏聞すべきは、不時に奏聞せよ。爾等、茲の寵命を受け、果たして能く殫心竭力し、地方を輯寧すれば、実に爾等の功なり。如し或いは仍お疑慮を懐き、実心に事に任ずるに肯ぜず、以て地方の不安を致さば、徒に朕の封疆を悞るのみに非ず、亦た且つ爾の桑梓を擾さん。情を揆り理を度れば、爾必ずや然らざらん。況んや爾の父兄、朕の左右に在り、子弟尽く公侯に列するをや。君の徳を懷えば則ち忠臣為り、親の心を体